

【件名】ACT政府発表：NSW州及びQLD州における感染の可能性のある地点に訪問歴のある人への対応（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 6月9日（水）、ACT政府は、新型コロナウイルス感染者が、6月1日（火）から5日（土）にかけて、メルボルン大都市圏からNSW州を経由してQLD州に移動をしていたことに関連し、両州に訪問歴のある人は、両州政府が発表している感染の可能性のある地点（exposure locations）を確認し、同地点に特定の日時に訪問歴のある場合はACT保健局（電話：0251246209）に連絡の上（連絡可能時間は午前8時から午後6時まで）、新型コロナウイルス検査を受け、ACT保健局から追加の情報を受けるまで自己隔離することを求める旨発表しました。

【本文】

ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先からご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/updated-on-new-covid-19-case-in-qld>

1 NSW州及びQLD州の感染の可能性のある地点に訪問歴のある人

(1) 6月9日（水）、ACT政府は、新型コロナウイルス感染者が、6月1日（火）から5日（土）にかけて、メルボルン大都市圏からNSW州を経由してQLD州に移動をしていたことに関連し、両州に訪問歴のある人は、両州政府が発表している感染の可能性のある地点（exposure locations）を確認し、同地点に特定の日時に訪問歴のある場合はACT保健局（電話：0251246209）に連絡の上（連絡可能時間は午前8時から午後6時まで）、新型コロナウイルス検査を受け、ACT保健局から追加の情報を受けるまで自己隔離することを求める旨発表しました。

(2) NSW州及びQLD州政府が発表している感染の可能性のある地点は以下のリンク先から確認が可能です。

○ NSW州：[https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210609\\_02.aspx](https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210609_02.aspx)

○ QLD州：<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing#QLD>

(3) 状況は刻一刻と変化しており、感染の可能性のある地点が追加される可能性がありますので、両州に訪問歴のある人は、両州政府のホームページで最新の情報を確認してください。

2 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館 (W A州管轄)

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>